

令和4年度 第1回福岡地方最低賃金審議会

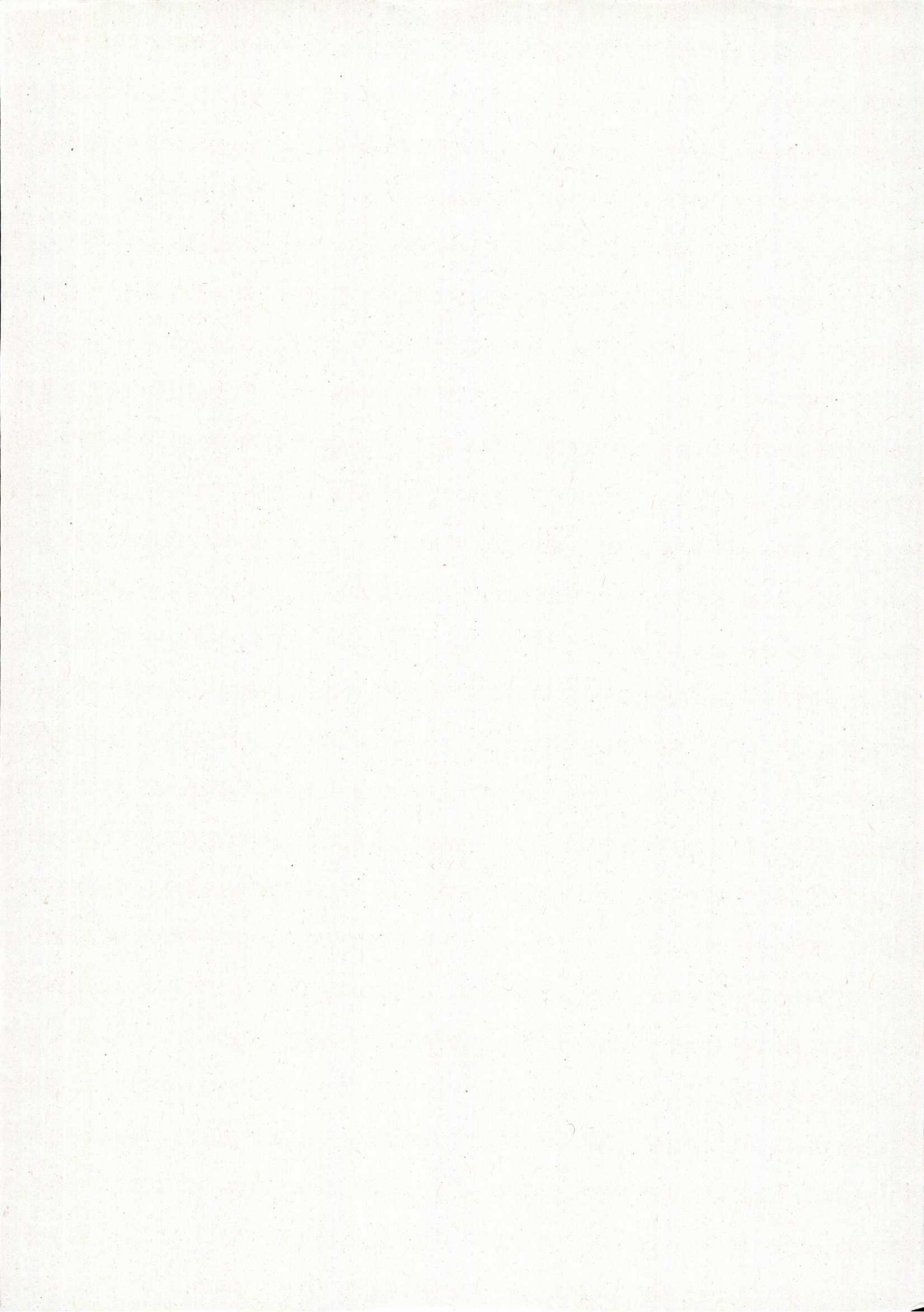
資料目次

資料番号No.1	福岡地方最低賃金審議会第52期委員名簿	1
資料番号No.2-1	福岡地方最低賃金審議会運営規程	3
資料番号No.2-2	審議会等の整理合理化に関する基本的計画 (抄：平成11年4月27日閣議決定)	5
資料番号No.2-3	令和3年度福岡地方最低賃金審議会 (福岡労働局ホームページ掲載項を抜粋)	7
資料番号No.3	令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案) 【福岡県最低賃金改定決定審議】	13
資料番号No.4	最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況	21

別 冊 福岡地方最低賃金審議会資料 (I・II)

I 最低賃金関連等

II 経済・雇用情勢等



福岡地方最低賃金審議会
第52期委員名簿

資料番号
NO. 1

(令和3年4月1日任命：五十音順)
(令和3年5月28日任命) ※1
(令和3年6月23日任命) ※2
(令和3年7月19日任命) ※3

区分	氏名	現職	
公益代表委員	高田 亜朱華	弁護士	
	富山 敦	弁護士	
	平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授	
	◎平木 真朗	西南学院大学 商学部 准教授	
	○丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授	
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長	
	黒崎 美紀	安川電機労働組合 中央執行委員	※3
	小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長	
	野中 篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長	
	浜田 紀子	UAゼンセン 福岡県支部 次長	
使用者代表委員	金子 亮輔	イオン九州株式会社 人事教育部長	
	小島 良俊	福岡県商工会連合会 専務理事	※2
	境 正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事	
	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事	※1
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事	

(注)◎は会長、○は会長代理である

福岡地方最低賃金審議会運営規程

第1条 福岡地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号、以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年3月16日から施行する。

(参考)

審議会等の整理合理化に関する基本的計画(抄)

資料番号

NO. 2-2

平成 11 年 4 月 27 日
閣 議 決 定

中央省庁等改革を推進するため、審議会等の整理合理化に関する基本的計画を以下のとおり定める。

1 審議会等の整理合理化

(2) 審議会等の運営の改善

審議会等の運営の改善については、別紙 3 の「審議会等の運営に関する指針」により行うものとする。

別紙 3

審議会等の運営に関する指針

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

(前略)

(4) 公開

- ① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。
- ② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。

なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

- ③ 議事録又は議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

令和3年度福岡地方最低賃金審議会

最低賃金関連トピックス

掲載日	記事内容
令和3年8月5日	福岡県最低賃金の改正決定について答申が行われました（報道発表）。
令和3年8月5日	業務改善助成金について令和3年8月から特例的な要件緩和・拡充を行います。
令和3年9月1日	福岡県最低賃金を870円に引上げを決定。
令和3年11月8日	3つの福岡県特定最低賃金が改定されます。
令和3年12月8日	2産業の福岡県特定最低賃金が改定されます。
令和4年1月13日	令和4年1月13日から業務改善助成金の新しい「特例コース」が始まりました。
令和4年2月1日	業務改善助成金の通常コースの申請期限を令和4年3月末までに延長します。

福岡最低賃金審議会の開催について

掲載日	記事内容
令和3年6月7日	令和3年度第1回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和3年6月7日	令和3年度福岡地方最低賃金審議会 第1回運営小委員会の開催について
令和3年6月28日	令和3年度第2回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和3年7月12日	令和3年度第3回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和3年8月6日	令和3年度福岡地方最低賃金審議会 第2回運営小委員会の開催について
令和3年8月6日	令和3年度第5回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和3年8月10日	令和3年度第6回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和3年9月8日	令和3年度福岡地方最低賃金審議会 福岡県特定最低賃金専門部会合同会議の開催について
令和3年9月27日	令和3年度第7回福岡地方最低賃金審議会の開催について
令和4年3月1日	令和3年度第9回福岡地方最低賃金審議会の開催について

意見等に関する公示について

掲載日	記事内容
令和3年5月6日	福岡地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示（福岡労働局一般公示第4号）
令和3年6月2日	福岡地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示（福岡労働局一般公示第5号）
令和3年6月25日	福岡地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に係る公示（福岡労働局一般公示第6号）
令和3年6月25日	福岡県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示（福岡労働局一般公示第7号）
令和3年6月25日	福岡地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示（福岡労働局一般公示第8号）
令和3年8月5日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示(福岡労働局一般公示第9号)
令和3年8月17日	福岡地方最低賃金審議会の福岡県特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示（福岡労働局一般公示第10号）
令和3年8月17日	福岡県特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示（福岡労働局一般公示第11号）
令和3年9月29日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示(福岡労働局一般公示第12号)
令和3年10月6日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示(福岡労働局一般公示第13号)
令和3年10月7日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示(福岡労働局一般公示第14号)
令和3年11月9日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示(福岡労働局一般公示第15号)
令和3年11月9日	福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示(福岡労働局一般公示第16号)

福岡最低賃金審議会議事の公開について

福岡地方最低賃金審議会

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料1	資料2	資料3
令和3年6月24日	第1回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○	○	○
令和3年7月8日	第2回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○	○	

令和3年7月27日	第3回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○	○	○
令和3年8月5日	第4回福岡地方最低賃金審議会		○	○			
令和3年8月17日	第5回福岡地方最低賃金審議会	○		○			
令和3年8月23日	第6回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○		
令和3年9月30日	第7回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○		
令和3年11月9日	第8回福岡地方最低賃金審議会		○	○	○		
令和4年3月14日	第9回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○		

運営小委員会

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和3年6月24日	第1回運営小委員会	○		○	○
令和3年8月17日	第2回運営小委員会	○		○	○

福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和3年7月28日	第1回専門部会		○	○	○
令和3年8月2日	第2回専門部会		○	○	
令和3年8月3日	第3回専門部会		○	○	
令和3年8月5日	第4回専門部会		○	○	

福岡県特定最低賃金専門部会合同会議（各部会の1回目の専門部会扱いとなります）

開催日	議事録	議事要旨	次第等	資料1	資料2
令和3年9月15日	○		○	○	○

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和3年9月22日	第2回専門部会		○	○	○
令和3年9月29日	第3回専門部会		○	○	○

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和3年9月24日	第2回専門部会		○	○	○
令和3年9月28日	第3回専門部会		○	○	
令和3年10月6日	第4回専門部会		○	○	○

輸送用機械器具製造業

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和3年9月22日	第2回専門部会		○	○	○
令和3年10月4日	第3回専門部会		○	○	
令和3年10月6日	第4回専門部会		○	○	○

百貨店、総合スーパー

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和3年9月21日	第2回専門部会		○	○	○
令和3年9月30日	第3回専門部会		○	○	
令和3年10月5日	第4回専門部会		○	○	○

自動車（新車）小売業

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和3年9月24日	第2回専門部会		○	○	○

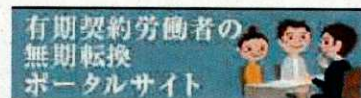
令和3年9月30日	第3回専門部会		○	○	
令和3年10月7日	第4回専門部会		○	○	○

※議事録等は福岡労働局労働基準部賃金課庁舎内での閲覧も可能です。

その他関連情報



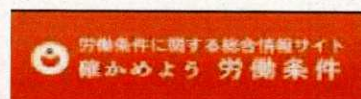
[働き方・休み方改善ポータルサイト](#)



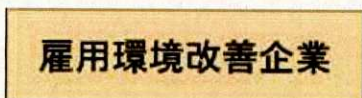
[有期契約労働者の無期転換ポータルサイト](#)



[職業訓練情報（ハロートレーニング）](#)



[確かめよう労働条件](#)

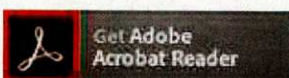


[雇用環境改善に取り組んでいる企業](#)



[職員採用情報](#)

[リンク一覧](#)



PDFファイルを見るためには、[Adobe Reader](#)というソフトが必要です。[Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

情報配信サービス

[厚生労働省](#)
[人事労務マガジン](#)

[リンク集](#) [プライバシーポリシー](#) [利用規約](#)

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4～6F、本館1F



Copyright(c)2000-2014 Fukuoka Labor Bureau.All rights reserved.

令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）

【福岡県最低賃金改定決定審議】

福岡地方最低賃金審議会

1 目的

福岡県最低賃金の改正決定の審議に資するため、文書による意見聴取のほか、審議会の要請に基づき、県内各地域の経済動向、経営上の問題点、初任給・ベースアップの状況等賃金その他の雇用・労働事情及び最低賃金改正に関する意見等を、県内の各地域の労・使の代表から直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時 令和4年7月15日（金）9：30～12：00

（関係労働者からの発表を9：30～10：30、関係使用者からの発表を10：30～11：30の間で行う）

場所 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
（福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号）

3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会

4 意見発表者

(1) 意見発表者は福岡地方最低賃金審議会から要請された者

ア 北九州地区、筑後地区、筑豊地区の3地区から、労・使各側1名ずつとする。（計6名）

イ 非正規雇用労働者を代表する意見を述べることができる者を1名追加する。

ウ 最低賃金の影響を強く受ける産業の事業主を代表する意見を述べることができる者を1名追加する。

エ アは労働者団体、使用者団体から推薦された者、イは労働者団体から推薦された者、ウは使用者団体から推薦された者とする。

オ その他審議会が必要と認める者

5 推薦手続き

推薦は令和4年7月4日（月）までとし、その後、各発表者には会長名で「最低賃金に関する意見聴取事項」を添えて依頼する。

6 意見発表・聴取要領

- ア 意見発表・聴取時間は、「9時30分から11時30分」とする。
- イ 意見聴取の骨子は、「最低賃金に関する意見聴取事項」にあらかじめ記載し、事前に意見発表者に通知する。意見発表者は、発表に当たってまとめた事項（「福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書（例）」等A4紙1枚程度）及び提出する資料があれば、令和4年7月13日（水）までに事務局に提出するものとする。
- 〔 やむを得ず当日持参する場合には、委員用15部、発表者用4部、事務局用10部、予備1部の計30部を用意する。添付資料も同様とする。 〕
- ウ 発表者は、「意見聴取事項」に基づき1人10分程度で発表する。
労働者側、又は使用者側の全員の発表が終了後、委員から発表者に対して質問等を行う。
- エ 発表（聴取）は、労働者側、使用者側の順とする。
- オ 意見発表・聴取の標準的な進め方
- (ア) 開 会
 - (イ) 労働者側意見発表者4名入室
 - (ウ) 公益委員あいさつ、出席委員紹介
 - (エ) 労働者側意見発表（聴取）
（各自10分程度意見発表、終了後に全員まとめて20分程度質疑）
 - (オ) 労働者側意見発表者退室、使用者側意見発表者4名入室
 - (カ) 公益委員あいさつ、出席委員紹介
 - (キ) 使用者側意見発表（聴取）
（各自10分程度意見発表、終了後に全員まとめて20分程度質疑）
 - (ク) 使用者側意見発表者退室
 - (ケ) 閉 会

以 上

最低賃金に関する意見聴取事項（労働者側発表者用）

1 意見発表者の所属関係について

- (1) 団体名称、職氏名
- (2) 団体の概要（加盟組織、加盟組合数、加盟労働者数、業種等）

2 現行福岡県最低賃金改正に関する意見について

- (1) 改正の必要性について 有・無

3 上記「2」の理由、背景等について

下記事項（下記以外でも可）等について、できるだけ具体的数値・資料に基づき説明願います。

(1) 賃金事情等について

- 例えば
- ア 高卒者の初任給（所定内賃金）、パート労働者の賃金（所定内時給）
 - イ 賃金改定状況（令和4年と令和3年の比較、ベースアップ率、一時金等）

ウ 地域における一般労働者及びパート労働者の賃金水準の状況

- (2) 地域での物価や生計費等の生活状況等について
- (3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等

4 その他最低賃金に関する意見

- (注) 1 上記聴取事項の発表に当たりましては、所属団体だけではなく、できるかぎり所属地区（北九州・筑後・筑豊）全体の意見（非正規雇用労働者の代表の場合には非正規雇用労働者全体の意見）も説明願います。
- 2 上記聴取事項の発表に当たりましては、できるかぎり具体的資料等を事前に事務局まで提出願います。
 - 3 意見書について、特に様式は定めていませんが、別紙4「意見書例」をご参照ください。
 - 4 「1 意見発表者の所属関係について」の内容は、個人及び団体等の情報を含みますので、当該情報にかかる部分については、最賃審議会資料としての公開はいたしません。

以上

最低賃金に関する意見聴取事項（使用者側発表者用）

1 意見発表者の所属関係について

- (1) 団体名称、職氏名（単一企業の場合は、業種、労働者数等）
- (2) 団体の概要（加盟企業数、加盟企業の総労働者数、主な業種等）

2 現行福岡県最低賃金改正に関する意見について

- (1) 改正の必要性について 有・無

3 上記「2」の理由、背景等について

下記事項（下記以外でも可）等について、具体的数値・資料に基づき説明願います。

(1) 経営事情等について

例えば

（企業経営者）

- ア 売上、受注高、生産高の増減等の状況及び今後の見通し
- イ 経常利益の増減等の状況（その原因は、売上減かコスト増か）
- ウ 昨年及び本年の労働者の採用状況並びに人員増減状況
- エ 労働分配率等の状況

（業者団体等の役員等）

オ 団体構成員の廃業・倒産又は新規参入の状況等

(2) 賃金事情等について

例えば

- ア 高卒者の初任給（所定内賃金）、パート労働者の賃金（所定内時給）
- イ 賃金改定状況（令和4年と令和3年の比較、ベースアップ率等、賞与・退職金の改定状況も含む）

（業者団体等の役員等）

- ウ 地域における一般労働者及びパート労働者の賃金水準の状況
- エ 地域における春闘賃上げの状況

(3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向

- (注) 1 上記聴取事項の発表に当たっては、所属企業だけではなく、できるかぎり所属地区（北九州・筑後・筑豊）全体の意見（最賃の影響を強く受ける産業の事業主の代表の場合には当該産業全体の意見）も説明願います。
- 2 上記聴取事項の発表に当たっては、できるかぎり具体的資料等を事前に事務局まで提出願います。
- 3 意見書について、特に様式は定めていませんが、別紙4「意見書例」をご参照ください。
- 4 「1 意見発表者の所属関係について」の内容は、個人及び団体等の情報を含みますので、当該情報にかかる部分については、最賃審議会資料としての公開はいたしません。

以上

福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書（例）

（関係労働者用）

意見発表地区 (いずれかに○)	北九州 ・ 筑後 ・ 筑豊
非正規雇用労働者を代表する意見 (主な業種を記載)	業
ご 意 見	
1 改正の必要性について	有 ・ 無
2 上記「1」の理由、背景等	
*一般労働者及びパート労働者等の賃金事情、地域での物価や生計費等の生活状況、地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等	

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【下記の記載分は公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

所属組合	名 称		概	加盟組合数	
	所在地	〒 -		加盟労働者数	
	電話番号	- -		主な業種	
	職 名		要	参考事項	

福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書（例）

（関係使用者〔企業経営者〕用）

意見発表地区 (いずれかに○)	北九州 ・ 筑後 ・ 筑豊
最賃の影響を強く受ける産業を 代表する意見（主な業種を記載）	業
ご 意 見	
1 改正の必要性について	有 ・ 無
2 上記「1」の理由、背景等 (1) 経営事情等について *売上、受注高、生産高、経常利益の増減等の状況及び今後の見通し、労働者の採用状況並びに人員増減状況、労働分配率の状況等 (2) 賃金事情等について *一般労働者及びパート労働者等の賃金水準、改定状況（ベースアップ率等、賞与・退職金の改定状況も含む。） (3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等	

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【下記の記載分は公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

所属企業	名 称		概 要	労働者数	
	所 在 地	〒 —		業 種	
	電 話 番 号	— —		参 考 事 項	
	職 名				

福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書（例）

（関係使用者〔事業者団体役員等〕用）

意見発表地区 (いずれかに○)	北九州 ・ 筑後 ・ 筑豊
最賃の影響を強く受ける産業を 代表する意見（主な業種を記載）	業
ご 意 見	
1 改正の必要性について	有 ・ 無
2 上記「1」の理由、背景等 (1) 経営事情等について *売上、受注高、生産高、経常利益の増減等の状況及び今後の見通し、労働者の採用状況並びに人員増減状況、労働分配率の状況等 (2) 賃金事情等について *一般労働者及びパート労働者等の賃金水準、改定状況（ベースアップ率等、賞与・退職金の改定状況も含む。） (3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等	

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【下記の記載分は公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

所属団体	名 称		概	会員企業数	
	所在地	〒 -		労働者総数	
	電話番号	- -		管内の主要産業等	
	職 名		要	参 考 事 項	

最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況

1 働き方改革推進支援センターによる相談支援事業

賃金引上げのための業務改善に関する相談支援を行うとともに、生活衛生関係営業等の収益力向上・生産性向上に向けた支援事業等を紹介するため、関係機関が開催するセミナーや出張相談会等に講師を派遣する事業

(1) 相談件数の推移

相談件数(件)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金総合支援センター	625	—	—	—	—
働き方改革推進支援センター	—	616	1,159	1,500	3,001

(注) 平成29年度は福岡最低賃金総合支援センター(福岡市博多区博多駅東2-5-28, 北九州市八幡東区平野1-6-1, 久留米市花畑2-17-2)の相談件数、平成30年度は出張相談を含む

(2) 福岡働き方改革推進支援センター

福岡市博多区博多駅南1丁目7-14 BOIS 博多ビル305)

2 業務改善助成金事業

設備投資などを行って生産性を高め、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度

○ 助成金申請、交付決定件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数(件)	73	29	29	36	258
交付決定件数(件)	57	24	20	36	196
交付決定金額(千円)	65,353	14,910	12,630	27,928	153,383

3 キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、処遇改善の取組を実施した事業場に対して助成する制度

○ 賃金規定等を2%以上増額改定させた場合

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
賃金規定等計画受理件数(件)	317	351	371	320	315

